

e-Taxが郵送で!

確定申告はお早めに

問い合わせ 廿日市税務署 ☎0829③1217

確定申告書の作成は、
便利な「確定申告書等
作成コーナー」で!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力すれば、確定申告書などを作成できます。

社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)

確定申告書には、「マイナンバー(12桁)の記載」と「本人確認物の提示または写しの添付」が必要です。
・マイナンバーカードを持っている方は、「マイナンバーカード」だけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
・マイナンバーカードを持っていない方は、「通知カードなどの番号確認ができるもの」と「運転免許証、パスポートなどの本人確認ができるもの」が必要です。
なお、e-Taxを利用する場合は、「本人確認物の提示または写しの添付」は不要です。

医療費控除は
領収書の提出不要!

平成29年分の確定申告から、医療費控除の領収書の提出は不要となり、「医療費控除の明細書」のみの提出となりました。
ただし、領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

国民健康保険・後期高齢者医療 ご加入のみなさんは、ご注意ください

市広報12月号29ページに掲載しました「税務署からのお知らせ」の中で「医療保険者から交付された医療費通知を添付すれば明細書の記入を省略できます」とお知らせしましたが、次の理由により、訂正します。
現在の医療費通知は、平成29年分申告に対応していないため、使用できません。
このため、医療費控除の明細書を提出することになります。ご不便をおかけいたします。

確定申告に関する 一般的なご相談

確定申告に関する一般的なご相談や用紙の発送については「確定申告テレフォンセンター」に問い合わせてください。

☎0829③1217

※ 音声ガイダンスに従い【0番】を選択してください。

受付期間 1月18日(木)から3月15日(木)まで(土・日曜日、祝日を除く)の8時30分から17時まで



ホームページでも、 税金に関する情報を 提供しています。

国税庁ホームページ
「タックスアンサー」

<http://www.nta.go.jp/taxanswer>

障害者控除・ 医療費控除(おむつ代)

問い合わせ
地域介護課 ☎2144

●障害者控除

障害者手帳をお持ちでなくても、次の方は、障害者控除に必要な認定書が交付できる場合があります。

対象

市内在住の65歳以上の方で、身体の障害または認知症の状態が一定の基準に該当すると福祉事務所長が認定した方

●医療費控除(おむつ代)

おむつを使用している方で、次の方は、医師のおむつ使用証明がなくても、おむつ代の医療費控除に必要な確認書が交付できる場合があります。

対象

要介護認定を受けた一定の基準に該当する方で、おむつ代を昨年に引き続き医療費控除として申告する方

●申請

いずれの申請も地域介護課へ。